

大腸がん検診の職域・市町村連携モデル検討委員会（令和7年度第2回）

日時 令和7年7月25日（金）

18：00～19：00

会場 青森県庁北棟健康医療福祉部会議室
（ハイブリッド形式）

（事務局（司会））

定刻となりましたので、ただいまから、令和7年度第2回青森県大腸がん検診の職域・市町村連携モデル検討委員会を開会いたします。

本日、司会を務めます、がん・生活習慣病対策課の小山田と申します。よろしくお願いいたします。

開会にあたりまして、がん・生活習慣病対策課長よりご挨拶を申し上げます。

（事務局（山田課長））

日頃から、本県のがん対策への御理解と御協力を賜り、感謝申し上げます。また、本日は御多忙のところ、検討委員会に御出席いただきまして、誠にありがとうございます。

さて、去る5月16日に第1回検討委員会が開催され、委員の皆様には多くの貴重な御意見をいただいたところです。

本日は、8月から開始を予定しているパイロットテストについて、これまでにいただいた御意見を踏まえ、関係機関と調整し、実施方法等の案を取りまとめましたので、後ほど事務局からご説明いたします。

効果的な実施に向けて、皆様から忌憚のないご意見を賜りますようお願い申し上げ、御挨拶といたします。

（事務局（司会））

本日の委員会には、委員14名中13名に御出席いただいております。過半数の出席により本日の委員会は成立しておりますことを御報告申し上げます。

本日の御出席者は、資料に記載のとおりです。時間の都合がありますので、御紹介は省略させていただきます。

続きまして、議事に入ります。

この委員会の議長は、青森県大腸がん検診の職域・市町村連携モデル検討委員会設置要綱第5の規定により、委員長が務めることとなっております。ここからは、福田委員長に、本日の進行をお願いいたします。

（福田委員長）

はい。それでは議長を務めさせていただきます。よろしくお願いいたします。

本日の協議事項は、最後に論点整理としてまとめてお示ししますので、事務局から資料の

説明をお願いいたします。

(事務局)

事務局の中村です。御説明させていただきます。

こちらは次第となっております、まず、前回の振り返りをした後、本日の協議事項を御説明させていただきますと思います。

資料1を御覧ください。こちらが第1回検討委員会での協議状況です。

論点1に関しまして、まず対象者ですけれども、ひとまず協会けんぽ青森支部に加入かつ、がん検診をやっていない事業所ということで、生活習慣病予防健診未実施の事業所の従業員の中でも、被保険者を基本とすることとしてよろしいかお伺いを立て、了承されたところですが。ただ一方で、被保険者だけではなく、被扶養者のがん検診受診勧奨も重要という御意見をいただいております、これについては、今回のパイロットテストとは別に、並行して検討することとしておりましたので、本日、その検討に関しまして資料4にまとめており、後程御説明いたします。

また、パイロットテストでは、八戸西健診プラザさんとも御相談した結果、協会けんぽの被保険者に限らず、同じプロセスで拾い上げができるという御意見もあったことから、対象の追加についても、本日御説明をし、御意見をいただきたいと思いますと思っております。

論点2ですが、R8以降に行うモデル事業の契約書の仕様書等に関しましては、第3回以降に協議するというところで、予定通り第3回以降でお示ししたいと思っております。

論点3ですけれども、がん検診結果の事業所への情報提供のあり方に関しまして、パイロットテストでの状況を踏まえて検討したいということで前回お諮りをしたところでした。ただ一方で、今回までに法的な取扱いを今一度整理するよう宿題をいただいております、今回整理した結果、改めて対応案の方をお諮りしたいと考えております。

それから論点4ですけれども、対象となる事業所への周知方法等に関しまして、本日電メール等をお示しし、御意見をいただきたいと思いますと思っております。

続きまして、資料2です。協議事項1の検診結果に係る事業主との情報共有の取扱いについてです。当初、なぜ情報共有しようかと考えた理由ですけれども、事業所さんの方からもぜひ受診勧奨をしていただきたいと思いますということと、仮に要精検だった場合には、お休み等を与えていただけるように配慮していただきたいと思いますということもあり、がん検診結果の情報共有をすることで、それをスムーズにできないかと考えたところでした。

ただ一方で、法令上の整理を改めてしましたところ、まず個人情報保護法では、こういった要配慮個人情報の取得には本人の同意が必要という前提がございました。労働安全衛生法の方には取扱規定がございませんので、個人情報保護法に基づいて整理をすることとなります。事業所が従業員の健康管理を行うために、従業員のがん検診の結果や、今回のように事業主以外が提供したがん検診の受診の有無といった情報を取得するにあたって、個人情報保護法に基づき、まず本人の同意が必要となります。

今回のケースに当てはめて考えました課題や懸念等ですけれども、個人の同意が得られ

れば何でも OK かというところではなく、個人情報を取得するためには、この同意に加えまして、利用目的の特定が必要となり、取得できる情報も、その利用目的の達成に必要な範囲に限られます。よって、そもそも事業所側に、この取得した情報を活用して健康管理をするという意思や目的がなければ、仮に本人から同意をいただいたとしても、その取得は不適切ということとなってしまいます。また、仮にその意思目的があったとしても、適正に管理する体制がなければ、こちらも不適切な取得ということとなってしまいます。今回の事業で対象とするのが、通常がん検診を実施していない事業所となりますので、そういった体制は恐らくないであろうと推測されます。

そこで、対応案ですけれども、まず健康診断の申込みの段階で、その同意を得るというプロセスを考えておりました。健康診断の申込みルートが、(1) 事業所単位での申込みの場合と、(2) 個人単位での申込みをする場合がございます。その場合に分けて対応案の方を検討いたしました。

まず、(1) 事業所単位での申込みの場合ですけれども、同意書を送付する前に、事業所側にどういった目的や体制が整っているかを確認すればできないことはないのですが、先程も触れましたけれども、実際に対象となる事業所の規模やヘルスリテラシーの理解度等を考えますと、情報共有は非常に難しいのではないかと考えられます。そこで、代わりに、我々が情報共有しようと思った当初の目的に沿いまして、精検を受ける必要や、そのための休暇等の対応について普及啓発をするチラシを配布するという対応をしてはどうかと考えております。

それから(2) 個人単位で申込みがあった場合ですけれども、今回は事業主が行うがん検診ではなく、市町村が行うがん検診の結果となりますので、事業所にも連絡を取った時点で、がん検診受診情報の提供に当たってしまう恐れがあることから、こちらに関しては、まずそもそもできないというような整理となっております。

続きまして、協議事項(2) パイロットテストの実施方法等について御説明いたします。パイロットテストの概要についてです。(1) から(4) は、第1回において御報告した内容となっております。

今回は、(5) 対象市町村が固まりましたので、その御報告をさせていただきます。対象市町村は、八戸西健診プラザに、健康増進法に基づく大腸がん検診の個別検診を委託している11市町村となります。八戸市さんも個別検診の契約を結んでいらっしゃるのですが、対象が65歳以上又は40歳から64歳の心身障がい者に限られることから、今回のパイロットテストでは除外する取扱いとしたいと思っております。

(6) パイロットテストにおける契約形態についてです。こちらは、県と市町村の役割を契約形態に沿って整理した図となっております。相手方はいずれも八戸西健診プラザさんですけれども、県が行うことは、今回の事務手順確立のために必要なプラスαの業務、つまりは、対象者を拾い上げるプロセスにおいて発生する事務を、八戸西健診プラザさんに委託します。加えて、検討委員会で検証するために必要な結果報告業務も併せて委託することとしております。

市町村さんは、この我々の委託業務に基づいて拾い上げた対象者さんについて、既存の個別検診の契約に基づいて、大腸がん検診をしていただくというような流れとなっております。ですので、市町村さんはこれによって、プラスαの業務が発生するといった負担が生じることはないと考えてございます。

我々が委託する検討委員会で検証するために必要な結果報告業務の中では、同日受診体制の試案に係る課題等の洗い出しをするとともに、参考指標として事業受診率、精検受診率、精検受診までの待機日数の把握といったこともしていただくことを予定しております。事業受診率というのは、この事業をやって拾い上げなければ、そのまま健康診断のみで終わっていた人達の割合を出すために考えた指標となります。こちらを拾い上げることで、この事業によってどの程度増加率が見込めるかといった検証ができるかと思えます。

(7) パイロットテストにおける対象についてです。前回の論点1でお話したように、協会けんぽの被保険者を基本といたしますが、同じ事務手順で拾い上げられる場合は、被保険者に限らず、被扶養者や他の健康保険の被保険者であっても、がん検診を受けていなければ対象とする取扱いとしたいと考えております。

それから、(8) 場所についてです。検診機関の施設内での検診を想定していますが、プラスα、青森県は検診バス等を出して個別に行う健康診断も多く行われているということですので、こちらの場合での拾い上げも1、2社の御協力を得て実施をしたいと考えております。対象事業所につきましては、八戸西健診プラザさんが下北地区労働基準協会さんと相談の上、選定して決定したいと考えてございます。

次のページからは、このパイロットテストでの流れをイメージ図にしたものです。それぞれパターンごとに分けておまして、一つ目が、事業所単位で申込みがあった場合の流れ、二つ目が、個人単位で申込みがあった場合の流れ、そして三つ目は、巡回方式で実施する場合の流れをイメージしたものとなっております。

別添でお配りした資料3-3は、これらの流れを事務フロー図として整理したものとなっております、これまでに調整した結果を踏まえて、一部更新しております。更新した内容としましては、健康診断の申込みルート別に流れを分割したということと、検診機関さんが市町村さんに対象者の情報確認をするというプロセスを新たに組み入れています。これによって、パイロットテストの対象市町村の住民であることの確認、市町村の大腸がん検診を重複して受けていないかといった確認をすることとしております。

続きまして、パイロットテストの周知方法に関してです。

(1) 案内する内容に関してです。サンプル1は、事業内容の御案内のイメージです。実際チラシにする時は、A4縦1枚にして、表面には噛み砕いたわかりやすい、刺さるような内容を書いた上で、裏面に細かい事務の説明を書きたいと考えております。サンプル2は、先程事業主向けの普及啓発のチラシをお話しましたがけれども、そのイメージを載せております。後程改めてお示しいたします。

それから(2)の周知方法についてです。八戸西健診プラザさんでは、8月から10月は検診の繁忙期ということで、既に予約がたくさん入っていると聞いております。よって、その予約を受け付けている事業所さんや、その後八戸西健診プラザさんに予約申込み

する事業所さんや、個人に対して、八戸西健診プラザさんから直接配布していただくというのは元より、プラスαとしまして、協会けんぽ青森支部さんや上北・下北地区労働基準協会さんの協力を得て、対象たり得る事業所さんにも直接チラシ等を配布し、そこから予約を促していきたいと考えております。

次は、皆様にお配りするのが間に合わなかったサンプルですけれども、サンプル1（表）を画面に表示しておりますので御覧ください。こちらは表面の、噛み砕いた、できれば刺さるような内容をということでもとめたものです。まずはダイレクトに「健康診断と一緒に大腸がん検診を受けませんか」というお誘いの文句、「こんなに簡単に受けられます」という噛み砕いた御案内、大腸がんを受けた方がよいということのわかりやすく、かつ刺さるような説明文という構成です。このお勧めする内容の表現等を、ぜひ今日皆さんから御意見を伺いたいと思っておりますので、後程よろしく願いいたします。

続きまして、これは前回もお示ししたサンプルのアップデート版となります。裏面には少し詳しく、正確な情報を載せたいと考えており、協会けんぽの被保険者だけでなく、被扶養者の方や、それから国民健康保険組合など他の健康保険でも、がん検診を受けていなければ、この市町村であれば対象になりますという内容にしたいと考えております。

サンプル2は、事業主の皆様への普及啓発の内容となっております。まずは協会けんぽさんへ加入の事業所さんであれば、自分達でやらなくても、生活習慣病予防健診事業を利用されれば3がん検診が低額で受けられることをあらかじめお示しした上で、それでも難しければ、市町村のがん検診という選択肢があり、今回御案内する内容で、市町村の大腸がん検診であれば、健康診断と同時に受けられるのでぜひ御利用くださいという御案内、プラスα、ぜひ従業員の皆様にも周知して受診勧奨をしていただきたいということと、要精検になったときには必ず精密検査を受けなければならず、複数日の休暇が必要になりますので、配慮をお願いしますというような内容にしたいと考えてございます。

最後に協議事項（3）その他としまして、前回宿題をいただいていた被扶養者へのがん検診の受診勧奨、精検受診勧奨について、現状、課題、それから今後の検討の方向性として整理したものといたします。

現状ですけれども、まずは協会けんぽさんの被扶養者ということで対象を絞りますが、協会けんぽで被扶養者に提供しているのは特定健診のみとなっております、がん検診は、市町村が実施するがん検診を受けるよう御案内をしています。そして、協会けんぽ青森支部さんの方では、その特定健診の御案内をされる際に、いくつかの市町村さんと連携して、そちらのがん検診の情報も同封して送付されているということでした。

課題ですけれども、やはり、被扶養者にアプローチするには、情報を一元的に把握する術がないというのが一番の課題となります。協会けんぽさんでは被扶養者が把握できるけれど、その方々のがん検診の情報は把握できない。市町村さんはがん検診の情報は把握できるけれども、その方々が協会けんぽの被扶養者であることは把握できないというような状況となっております。

また、特定健診は、保険者に提供義務はあっても、受ける側に受診義務がないので、今回

のモデル事業のように、検診機関で把握するというようなキーポイントとなる場所や機関も今のところ存在しない。ここが課題となっております。また、特定健診とがん検診を一緒に組み合わせられないかも検討してみたのですが、特定健診を受けられる場所がありすぎて、そこからがん検診も一緒に受けられる医療機関の情報の整理が必要であり、調整が非常に難しいと考えられます。

そこで、今後の検討の方向性ですが、協会けんぽ青森支部さんと市町村さんの連携の強化を図ることで、できることが増えるのではないかと考えており、まずは協会けんぽ青森支部さんと連携する市町村さんを増やして、被扶養者さんに対する市町村のがん検診の情報提供を充実させる方向で検討してはいかがかと思っております。

最後に、今までお話したことの論点整理となります。

まず論点1ですけれども、事業所との情報共有に関してです。こちらに関しては、法令上の課題や対象とする事業所等の実情等を踏まえますと、本事業においては踏み込まないこととし、代わりに本事業の案内チラシに事業主あて依頼文書を添えて、がん検診の受診勧奨や精密検査のための休暇取得等の配慮を促すこととしたいと考えております。

論点の2番目です。パイロットテストの実施方法等について、本日、大枠を御了承いただきましたら、実施段階での細かい調整については、県と関係機関に御一任いただきたいと考えてございます。

論点の3番目です。被扶養者へのがん検診、精検の受診勧奨については、今後、協会けんぽ青森支部さんと市町村さんとの連携強化を図るという視点に立ち、具体的な取組を検討していくこととしたいと思っております、その具体に関しましては、協会けんぽさんと相談しながら進めていきたいと思っております。

説明は以上です。

(福田委員長)

はい。ありがとうございました。

(斎藤委員)

ちょっと分からなくなりましたので教えてください。これは協会けんぽ、それから八戸西健診プラザが実施しようとしている検診は、いずれも事業主以外の検診に該当しますよね。そうすると、法的な関係で対応案が出てきましたけれども、具体的には職域の対象者、被扶養者を法的にはどういう位置づけでやるのか。

もう一つは、同意をとって検診データを把握できることを放棄すると、(事業主側は)検診データを全く見ないということになりますけれども、その部分について改めて説明をお願いします。

(事務局)

契約形態に沿って、県と市町村の役割分担を示した資料3-1で御説明をさせていただきます。

きます。

この事業によって拾い上げたがん検診受診者は市町村の健康増進法に基づくがん検診として取り扱います。よって、その後のがん検診結果や精検の受診勧奨といった精度管理は、市町村が行うこととなります。

(斎藤委員)

今改めてこの資料を見ていて、事業主以外が提供するがん検診と事業主が提供するがん検診の定義がちょっと分かりづらいなと思います。ようするに、地域健康増進事業でやっている検診を受けたとなると、データの扱いには当然法的な裏付けがあるのですが、最初の勧奨次第では事業主が提供したがん検診ということになるのではないかと、そうすると、地域健康増進事業とは読めないのではないかと。

(事務局)

「こういう事業があるから活用してね」というところまでは、個人情報保護法には触れない中で行うことができるだろうということと、事業所ががん検診の受診を取りまとめするにあたっては、当然、事業所内で、管理部門と、従業員本人達との合意ができていると考えられます。

(斎藤委員)

松坂先生、今の部分で何かありますか。

(松坂委員)

事業所以外が提供するというと、ちょっとわかりにくいのですが、事業所が委託した検診機関が実施する健康診断ですよね。その時に一緒に対策型検診もやってしまうというのが今回の事業ですよね。事業所が対策型検診の受診の有無を知るか知らないということが、まず個人情報について論じなければならないところですね。

さらに今回は、職場の検診を事業所が実施するのではなくて、検診機関に委託して実施するので、検診機関が実施の有無を知るというのは当然あり得るのだけでも、更にそれを事業所が知るとなると、本人の同意が必要ですし、難しいかなと思います。

(福田委員長)

今の部分を明確に定義、明示して、事業主にも共有しておくことが最低限必要なのかなと聞いていて思いました。

(事務局)

取りまとめをしてくださる事業所に関しては、がん検診を受けた受けないの個人情報取得に関して、同意書が必要になるということでしょうか。

(松坂委員)

事業所が受診の有無を取りまとめる場合は、取りまとめに応じた段階で、本人の同意があるとみなしていいと思います。同意しなければ、受ける受けないは自分の勝手だということになるので。ですので、取りまとめまではOKだと思います。

(福田委員長)

よろしいでしょうか。いずれにせよ、事業主にも、事業所での健診とは別に、自治体の実施主体である全く別な検診を委託して、そのルールの中で位置づけて管理するということを明確に共有しておかないと、法的にグレーゾーンに踏み込んでしまうということもあり得ると思うので、そこは大事なかなと思います。松坂先生、そのような理解でいいですか。

(松坂委員)

そうですね。受ける受けないまではそこで、検診を受けた後は、事業所は今回全然タッチしないので問題ないと思います。

(福田委員長)

他によろしいですか。

次は、論点2はいかがでしょう。

(佐藤武夫委員)

八戸西健診プラザの佐藤です。補足させていただきたいのですが、このモデル事業の対象は8月から10月に申し込まれた予約ということで、大体どの位の数があるのかですが、昨年の実績でいきますと、昨年の8月から10月までの協会けんぽの対象受診者数が約11,000人です。うち40歳以上の受診者が、その中の75%位の8,500人、かつ大腸がん検診未実施の方が15%の1,695人ということで、この方々が対象になるかと思います。今年も大体同じぐらいの方が対象になるということで、こちらの方々の受ける形は、事業所単位で担当者の方が申込みをするパターンと、受診者本人が自分で電話するパターンと二通りあります。私どもの電話を受けた人間が、こういった形のモデル事業を今年やりますよということで、御本人あるいは事業所の担当者にお伝えをしまして、市町村のがん検診を受けませんか、同時受診できますよと働きかけをしたいと思っております。ですので、恐らくこの1,695名のうち、受けられる方はかなりいるのではないかと。

もう一つは、巡回検診ですが、こちらは下北地区労働基準協会様の御協力をいただきまして、既に10月に実施します協会けんぽの集合検診、小さな事業所さんがむつ市に一堂に会しまして、同じ協会けんぽの検診を受けるのですが、ここにも大腸がん検診をやってらっしゃらない事業所さんがいらっしゃいます。具体的に4社の会社さんにお話をしてみまして、40歳以上で大腸がん検診を受けていない方にアプローチをするということで、今動いております。こちらもある程度の対象人数を絞り込んでおりますので、受けていただける可能性が高くなっております。

(福田委員長)

貴重な情報ありがとうございました。チラシの検討はどうしますか。

(事務局)

もしよければ、ここで御意見をいただきたいので、サンプル1を画面共有いたします。

(福田委員長)

受診者用のわかりやすい、刺さるようなチラシをとということですけども。

(事務局)

細かいデータですとわかりにくいかなということもあって、文章でわかりやすく、まずは、青森県はがん死亡率が高く、その中でも40代50代の方が全国平均よりも数字が悪く、この年代はがん検診の受診率が低いという事実。そこで今回の事業によって、健康診断を受診する際に、セットで市町村のがん検診を受けられるようにしたいという内容、なぜ大腸がんなのかということで、簡便であることに加えて、がんによる死亡リスクを下げる効果が高いという御紹介が必要と考えました。

(斎藤委員)

いいでしょうか。これで理屈はわかるのですが、なぜ乳がんじゃないのか、子宮頸がんじゃないのかということも必要だと思いますね。今、青森県の年齢調整死亡率は5がんで言うと3がん(大腸がん乳がん子宮がん)で上がっているのですが、今挙げていることに加えて、男女共通の問題は大腸がんだということを加えた方がいいと思います。だから大腸がんだというのがこれだとちょっと見えないかなと。

(事務局)

男女共通で死亡率が高いという内容でしょうか。

(斎藤委員)

他のがんに比べると、特にがん検診の効果が高いということなのですけども。

(福田委員長)

言い方としては、5つあるがん検診の中でもインパクトが大きいことが知られています。位は言ってもいいかと思います。

(斎藤委員)

青森県は、がん死亡率が高い中で大腸がんが一番ですよ。

(事務局)

全国平均との乖離が一番大きいのは大腸がんです。

(松坂委員)

順位は1位になったり2位になったりなんですけども、年齢調整死亡率は大体1位です。

(事務局)

大腸がんが1位ですし、5がんがまんべんなく悪い中で、大腸がんが全国平均との差が一番大きいです。

(松坂委員)

「青森県では、大腸がんの死亡率が一番高いです」でいいかと思います。

(福田委員長)

松坂先生、平均寿命のことも入れればいいと思ったのですけども。

(松坂委員)

そうですね。平均寿命が低い理由の一つががんの死亡率が高いことで、特に大腸の死亡率が一番高いです、と。

(福田委員長)

実は若い人の死亡率が高く、受診率が低いことを2番目に書いて、3番目と4番目はチェンジする。

(松坂委員)

2番目の「乖離」は難しいので、「差が大きい」で。大腸がん検診は簡単な検査であり、死亡リスクを下げることができます、でどうでしょう。

(事務局)

簡単な検査であり、他のがん検診に比べても優れているという要素を加えて修正したいと思います。

(福田委員長)

あとは、「簡単3ステップ」を目立たせるとよいと思います。いかがでしょうか。また御意見があれば事務局の方に共有してください。

続いて、サンプル2で事業主の皆様向けですが、これの簡単な説明はないですか。

(事務局)

こちらは受診者向けと併せて、鑑のようにはしてお送りしたいと考えておりました。

(福田委員長)

裏側に先程の噛み砕いた説明資料が行くと。事業主にもそのことが伝わらないとなかなか勧めてくれない可能性がある。ぜひ、セットで伝わるようにしていただければ。

では、この中身について皆さん御意見ください。

松坂先生、事業主向けはどうでしょうか。

(松坂先生)

事業主はちゃんと目を通してくれると思いますので、これで伝わると思います。一番最後に、精密検査をちゃんと受けてくださいという大事なことも書かれているので、これでいいと思います。

(斎藤委員)

大腸がんについては、精密検査を受けないと死亡リスクが5倍くらいに上がる。必ず精密検査を受ける意義がとりわけ大きい。

(事務局)

その理解は少し難しいかもしれないですね。

(斎藤委員)

ここまでは書かなくていいですね。

(福田委員長)

要精密検査となったことは、事業主側は知らないのですか。

(事務局)

そうです。情報共有を図る一番の目的はここにあったのですけれども。

(福田委員長)

共有できないので、どうやって精密検査を受けさせるか。

(松坂委員)

対策型検診なので、精検の受診勧奨は市町村から行きます。

(事務局)

休暇の配慮自体は御本人から申し出があった際に、快く了解してください位になってし

まうのですけれども、精検受診勸奨自体は市町村、それから検診を実施してくださる八戸西健診プラザさんからしていただけることになっております。

(福田委員長)

他いかがでしょうか。中畑先生どうでしょうか。

(中畑委員)

サンプル2ですか。日本一と入れたらいいのかなと思います。

(福田委員長)

インパクトあるね。それでは、論点2についてこれでよろしいでしょうか。

なければ論点3についていかがでしょうか。被扶養者のがん検診について、今回は、今後の課題としたいということですが、よろしいでしょうか。

(斎藤委員)

全体的なことですが、この事業はそもそも、手つかずのハイリスクの人にアプローチするのが主眼だったのですけれども、今日の八戸西健診プラザさんの御報告も含めて、相当広がったのかなと思います。県要綱では制度上、自治体の検診にフォーカスして書いてありますが、同時にがん死亡率を下げるためには現在がん検診事業に含まれていない職域の全対象者にも将来的には自治体の検診の原則に基づきがん検診を提供すべしと書かれているんですね。

そう意味では、今回、がん検診をやっていない多くの事業所にも広げていただくとか、被扶養者にもリーチするというようなことで、要綱に書いてあった、将来の懸案である全対象者にアプローチするというものに通じるような取組になりつつあり、とても良いことだと思います。

一つ懸念するのが、前回、中畑先生がボリュームが減るだろうということを指摘していたのですが、そこはクリアできるだろうと。むしろ増えすぎて大丈夫かなと。満杯になったら対象者が切られるとか。

(事務局)

市町村のがん検診ですので、対象者を切るということはなく、少なくとも今回のパイロットテストに関しては、対象市町村が限定されております。その市町村からも、既存の契約に基づく対応になるということで、特に反対意見等はでなかったところです。

(福田委員長)

他によろしいでしょうか。

今回も非常に実りのある議論をしていただきまして誠にありがとうございます。個人的には、パイロットテストの結果が非常に楽しみです。上手くいけば、全県にも広がると思い

ます。失敗はできませんのでね。ぜひ、事務局の方、汗をかいていただければと思います。よろしく願いいたします。

では、以上で終わります。進行を事務局にお返しします。

(事務局 (司会))

福田委員長、どうもありがとうございました。

最後に事務局から連絡事項がございます。資料5を御覧ください。次回の検討委員会についてですが、パイロットテストの実施後の検証等を予定しており、オンライン又は書面での開催を検討しております。詳細につきましては追って御連絡いたしますので、よろしく願いいたします。

これもちまして、令和7年度第2回青森県大腸がん検診の職域・市町村連携モデル検討委員会を閉会いたします。

委員の皆様には、お忙しい中、御協力いただき、本当にありがとうございました。